

定 款

公益財団法人 J & C

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益財団法人 J & C と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 この法人は、開発途上国の人材育成事業、開発途上国への企業進出支援事業等を行い、開発途上国の経済発展、国際相互理解の促進及び我が国の国際社会貢献と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 開発途上国からの外国人技能実習生受入事業及びこれに関する無料職業紹介事業

(2) 開発途上国への企業進出に関する調査研究及び支援事業

(3) 開発途上国で編集、発行する教材の物品販売事業

(4) 前各号に附帯する事業

(5) 新たな外国人材の受入れ制度である「特定技能 1 号」で在留する外国人にかかる支援事業及びこれに関する無料職業紹介事業

(6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の各事業については、本邦及び海外において行うものとする。

(規律)

第 5 条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、第 3 条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第 2 章 資産及び会計

(資産の種別)

第 6 条 この法人の資産は、基本財産とその他の財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定して寄付され、又は交付された財産

(2) 評議員会の決議により基本財産に繰り入れることとされた財産

- 3 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な注意を持って管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。
- 4 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

第 7 条 この法人の財産の管理・運用は、理事会の承認を得て、理事長がこれを行う。

- 2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、又は信託会社に委託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(事業年度)

第 8 条 この法人の事業年度は、毎年 1 月 1 日に始まり 12 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算事業年度)

第 9 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 3 第 1 項の事業計画書及び収支予算書等については、当該事業年度に係る定時評議員会に提出し報告しなければならない。

(事業報告及び決算)

第 10 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類（以下「事業報告及び決算書類」という。）を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の事業報告及び決算書類の内、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、その承認を受けなければならない。

3 第1項の事業報告及び決算書類前項のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に（及び従たる事務所に）備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

（公益目的取得財産残額の算定）

第11条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

（剰余金の分配）

第12条 この法人は、剰余金の分配はできないものとする。

（会計原則）

第13条 この法人の会計は、その行う事業に応じて一般に公平妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

第3章 評議員

（評議員の定数）

第14条 この法人に、評議員3名以上15名以内を置く。

（評議員の選任及び解任）

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからハに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によ

って生計を維持しているもの

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体の職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(評議員の権限)

第16条 評議員は、評議員会を構成し、第19条第2項に規定する事項の決議に参画するとともに、法令に定めるその他の権限を行使する。

(評議員の任期)

第17条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された評議員の任期は、退任した評議員の残任期間とする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第18条 評議員に対して、報酬は支給しない。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める評議員及び役員の報酬等

並びに費用に関する規程において定める。

第 4 章 評議員会

(構成及び権限)

第 19 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及び報酬等の支給基準
- (3) 評議員に対する費用の支給基準
- (4) 定款の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 基本財産の処分
- (7) 長期借入金及び重要な財産の処分並びに譲受けの承認
- (8) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (10) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第 22 条第 1 項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(種類及び開催)

第 20 条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の 2 種類とする。

2 定時評議員会は、年 1 回、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第 21 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

(招集の通知)

第 22 条 理事長は、評議員会の開催日の 1 週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第 23 条 評議員会の議長は、評議員会において互選により選定する。

(定足数)

第 24 条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 25 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 評議員に対する費用の支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議する際は、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 29 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 26 条 理事が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 27 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 28 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人 2 名がこれに記名押印する。

第 5 章 役員

(役員を設置)

第 29 条 この法人に、次の役員を置く。

理事 3 名以上 15 名以内

監事 2 名以内

- 2 理事のうち、1 名を理事長とする。
- 3 理事長を一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 1 号に規定する代表理事とする。
- 4 理事長以外の理事の内、3 名以内を一般財団法人に関する法律第 197 条が準用する第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第 30 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって各々選任する。

- 2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 前項で選定された業務執行理事のうちから、専務理事又は常務理事を選定することができる。ただし、専務理事は 1 名、常務理事は 2 名以内とする。
- 4 理事のうち、理事のいずれか 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。
- 5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 31 条 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。
- 4 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。また、専務理事に事故あるとき又は欠けたときは、理事会があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 5 理事長、専務理事、常務理事及び前項の業務を執行する理事は、毎事業年度ごとに 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 32 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 33 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 29 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 34 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合、議決に加わることができる評議員の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 35 条 理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(取引の制限)

第 36 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければ

ならない。

(責任の免除又は限定)

第 37 条 この法人は、役員的一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 198 条において準用される第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、非業務執行理事等との間で、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を、理事会の決議によって締結することができる。ただし、その契約に基づく賠償責任の限度額は、金 10 万円以上であらかじめ定めた額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 38 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 39 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の開催日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定
- (2) この法人の業務執行の決定
- (3) 理事の職務の執行の監督
- (4) 理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職
- (5) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (6) 第 37 条第 1 項の責任免除及び同上第 2 項の責任限定契約の締結

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産（特定財産を含む）の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備）
- (6) 第 37 条第 1 項の責任の免除及び同条第 2 項の責任限定契約の締結

(種類及び開催)

第 40 条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の 2 種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度 2 回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条第 2 項及び第 3 項に基づき、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 41 条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は、理事が、前条第 3 項 4 号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 2 週間以内に臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、開催日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって通知を発しなければならない。

5 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集に手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

6 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、予め理事会において定められた理事が理事会を招集する。

(議長)

第 42 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、前条 6 項により理事会を招集した理事が議長となる。

(決議)

第 43 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに

限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議の省略)

第 44 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第 45 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 31 条第 5 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 46 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事長及び監事は、これに署名、押印しなければならない。

(顧問)

第 47 条 この法人に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は、有識者のうちから、理事会において選任する。

3 顧問には、理事会の要請した事案に付、意見を述べることができる。

4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用に支払をすることができる。

第 7 章 会 員

(賛助会員等)

第 48 条 この法人の目的に賛同し、所定の会費を納入する個人又は団体をこの法人の賛助会員及び特別会員とすることができる。

(1) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し、所定の会費を納入する法人、個人又は団体

(2) 特別会員 この法人に特に功労のあった者又は学識経験者等であって理事会で推薦された者

2 賛助会員、特別会員に関し必要な事項は、理事会において別に定める会員規程による。

第 8 章 定款の変更、解散及び残余財産の帰属・贈与

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、評議員会の決議により変更することができる。

2 前項の規定は、第 3 条に規定する目的、第 4 条に規定する事業及び第 15 条に規定する評議員の選任及び解任の方法についても適用する。

(解散)

第 50 条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 202 条に規定する事由及び法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第 51 条 この法人の公益認定が取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から 1 か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 53 条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第 9 章 補則

第 54 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第 8 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立登記の日を事業年度の開始日とする。

3 この法人の設立者の氏名または名称及び住所は次のとおりである。

設立者： 葉山悠望（ハヤマ ハルノ）

住 所： 東京都墨田区江東橋 2-19-14-1014 号
ザ・グランアルト錦糸町

4 設立に際して設立者が拠出する財産及びその価額は次のとおりとする。

氏 名： 葉山 悠望

拠出財産及びその価額： 現金 金三百萬円

5 この法人の設立時評議員、設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時評議員

柳澤共榮、山本雅彦、北嶋靖弘、叶芬彪

設立時理事

葉山悠望、寺島昇一、金森仁、木村博

設立時監事

原田喜弥